

無線インターネット契約約款 新旧対照表

旧	新
第10条（初期契約解除制度） 加入者は、前条第4項の通知<u>受領後</u>8日を経過するまでの<u>間</u>、事業法第26条の3に基づき、文書により<u>その申込みの撤回、または</u>本契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を行うことができます。 （略） 5 当社は、加入者があらかじめ本契約<u>申込み</u>の撤回をする意思をもって本契約<u>の申込み</u>を行った場合等、本契約<u>の申込み</u>をしようとする者に対する保護を図ることとする第1項の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。	第10条（初期契約解除制度） 加入者は、前条第4項の通知<u>の受領日から起算して</u>8日を経過するまでの<u>期間</u>、事業法第26条の3に基づき、文書により本契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を行うことができます。 （略） 5 当社は、加入者があらかじめ本契約の撤回をする意思をもって本契約を行った場合等、本契約をしようとする者に対する保護を図ることとする第1項の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。
第21条（当社が行う本契約の解除） 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができるものとします。 （1） 第18条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項の規定により本サービスの利用を停止された加入者が、当該停止期間内にその原因となった事由を解消しない場合 （2） 第41条（オプションサービスの制限・停止・休止）の規定により、特定のオプションサービスの利用を制限された加入者が、当該制限期間内にその原因となった事由を解消しない場合 <u>（新設）</u>	第21条（当社が行う本契約の解除） 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができるものとします。 （1） 第18条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項の規定により本サービスの利用を停止された加入者が、当該停止期間内にその原因となった事由を解消しない場合 （2） 第41条（オプションサービスの制限・停止・休止）の規定により、特定のオプションサービスの利用を制限された加入者が、当該制限期間内にその原因となった事由を解消しない場合 <u>（3）加入契約の成立後、第9条（申込みの承諾）第3項各号に定める事由が判明した場合</u>
第23条（IDおよびパスワードの管理） 当社は、<u>本契約の成立に伴い</u>加入者にIDを付与します。加入者は、本項第2号および第3号に定めるパスワードを自ら任意で設定、変更するものとします。ID、パスワードの種類は次のとおりになります。 （1） ユーザーID、パスワード （2） マイページID、パスワード （3） 初期パスワード	第23条（IDおよびパスワードの管理） 当社は、加入者にIDを付与します。加入者は、本項第2号および第3号に定めるパスワードを自ら任意で設定、変更するものとします。ID、パスワードの種類は次のとおりになります。 （1） ユーザーID、パスワード （2） マイページID、パスワード （3） 初期パスワード
付則 （略） 8. 本約款は<u>2021年3月25日</u>より施行します。	付則 （略） 8. 本約款は<u>2022年2月21日</u>より施行します。